



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

## 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル14階  
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

### 《会計・税務の知識》 減価償却できる？

#### はじめに

平成26年10月10日、国税庁は時の経過により価値の減少しない美術品等の資産に係る取扱いの改正を行うための意見公募を開始しました。

今まで美術品等で非減価償却資産として減価償却できなかったものについても、当該改正により減価償却資産として償却できるかもしれません。

今回は、改正案の内容についてご説明します。

なお、意見公募は11月10日までとされており、その後の通達改正となります。

#### 1. 現行による取扱い

現行の取扱いによると、非減価償却資産として、以下の判断基準が示されています。

- (1) 書画骨董は原則、減価償却資産に該当しない
- (2) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的又は希少価値を有し、代替性のないものは、書画骨董に該当する
- (3) 美術関係の年鑑等に掲載されている作者に係る書画、彫刻、工芸品等は原則、書画骨董に該当する
- (4) 書画骨董品に該当するか否か明らかではない場合は、その取得価額が1点20万円（絵画にあっては、号2万円）未満のものは減価償却できる

#### 2. 改正案の取扱い

改正後の取扱いによると、非減価償却資産として、以下の判断基準が示されています。

- (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性がないものは減価償却資産に該当しない
- (2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは除く)は減価償却資産に該当しない

現行の取扱いと同様に、古美術品や古文書等については、価値が減少しないことが明らかであるものとして取扱いに変更はありません。

古美術品や古文書等以外の美術品等については、現行の取扱いの(3)の年鑑等への掲載基準も廃止され、現行の取扱い(4)での金額基準も引上げられ、絵画の号当たりの基準も廃止されています。

著名作家であっても年鑑等に掲載されていないケースがある点や、市場において一定評価を得る作者は作品価格が100万円を超えるか否かで評価できるとの専門家意見等があった点、絵画の価格は必ずしも作品の大きさに比例しない点などを反映する形での改正案となっています。

#### 3. 適用開始時期

改正通達案の適用開始時期は次のようになります。

##### (1) 法人税

法人税については、平成27年1月1日以後開始する事業年度において法人が有する美術品等について適用となります。

##### (2) 所得税

所得税については、平成27年分以後に個人の有する美術品等について適用となります。

#### 4. 適用の留意点

当該改正は、平成27年1月1日以降に有する美術品等とされており、現在所有している美術品等の非減価償却資産であっても、改正後の判断基準にあてはめ、非減価償却資産に該当しなければ、減価償却資産として償却することが可能となります。

また、取得価額が1点100万円以上であっても、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものであれば、減価償却資産として取扱うことができますので、資産によっては100万円以上であっても、減価償却できるかもしれません。

なお、改正案では、会館のロビーや葬儀場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用の美術品等を例示として挙げています。

#### おわりに

当該改正により減価償却資産が増えるかもしれません。一度ご検討してみたいはいかがでしょうか。

(担当：赤羽)

TEL.03(5350)7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C.P.A OFFICE 無断転載・引用禁止